

山口市道路整備計画【概要版】

1 序章

◆ 山口市道路整備計画とは

本計画は、第二次山口市総合計画における「快適な道路交通網の構築」の実現に向け、市民生活に密着している「市道」について、交通機能に加え、公益的施設、流通施設、避難所、観光地へのアクセスや通学路の整備など様々な点を踏まえ、今後10年間の市道整備の方針を示すものです。

◆ 計画期間

令和8(2026)年度から令和17(2035)年度までの10年間を計画期間とします。

2 山口市の現況

◆ 地域の現況

地域別人口の推移は、白石、平川、大歳、嘉川及び小郡地域で増加している一方、湯田、大内、吉敷及び阿知須地域は横ばいであり、その他の地域は減少傾向にあります。観光については、湯田温泉や道の駅に保の郷などには年間60万人以上が訪れています。産業活動に関連する施設として、国道や県道など幹線道路周辺に漁港、卸売市場、産業団地が立地しています。

◆ 交通の現況

道路混雑度については、国道2号、国道9号、県道山口防府線や山口小郡秋穂線などで高くなっており、周辺市道への通過交通の流入が懸念されます。交通事故に関しては、人対車両、自転車対車両の事故が全体の約3割を占めています。

◆ 道路の現況

市道の総延長は1,499.8kmであり、市内の道路の70%を占めています。その内、車がスムーズに離合できる区間は2割程度となっており、歩道については歩行者が安全に歩行できる歩道が設置されている区間は1割程度となっています。

3 市民の声

◆ 生活行動に対する満足度

市道の整備状況は、幹線道路で約4割、生活道路で約3割が「満足」と回答しています。一方、歩道の整備は約2割にとどまり、満足度が低い状況です。

◆ 居住区内の道路に対する満足度

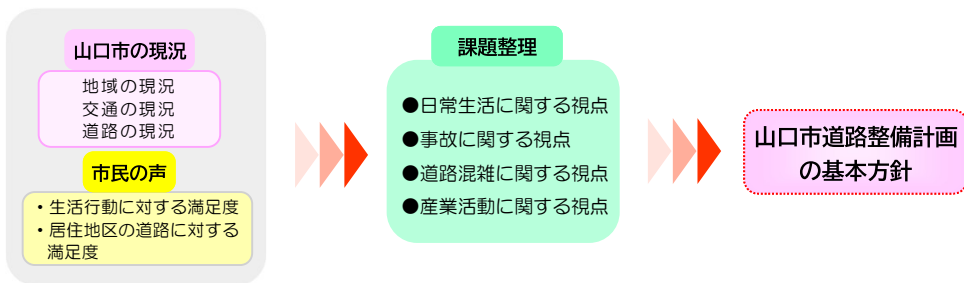
市内の自動車通行の円滑さは約4割が「満足」、約2割が「不満」と回答しています。移動手段の確保は約6割が「確保されている」と回答していますが、地域によっては移動に不安を抱える状況も見られます。

◆ 今後の市道整備に対する重要度

「移動・交通手段」及び「災害対策」に6割以上が力を入れてほしいと回答しています。「交通安全・防災対策」や「道路網の整備」も5割以上が重要と回答しており、道路整備への期待が高い状況です。また、「安定した物流の確保」や「観光地へのアクセス」が必要との回答はそれぞれ約8割、約7割となっています。

4 山口市道路整備計画の方針

◆ 基本方針までの流れ



4 山口市道路整備計画の方針

◆ 市道における課題

①日常生活に関する視点

課題 日常生活に密接に関わる医療施設や官公庁施設への移動や、買い物などの日常的な移動について、通行の円滑性や安全性を十分に確保する必要があります。

②事故に関する視点

課題 通学路をはじめ、安全な歩行空間が求められる市道において、歩道整備を進める必要があります。

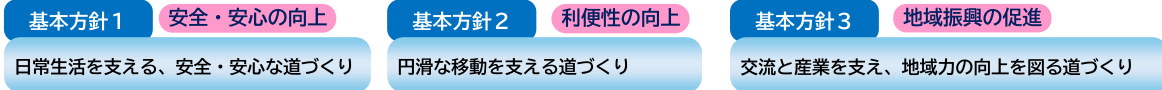
③道路混雑に関する視点

課題 地域・地区間を結ぶ国・県道の混雑度を解消するための道路整備が進む中、これらの幹線道路を補完する市道について、幹線道路と連携した整備を進める必要があります。

④産業活動に関する視点

課題 観光地、商業地、流通施設など産業活動関連施設へアクセスする市道の整備を進める必要があります。

◆ 山口市道路整備計画の基本方針



◆ 整備路線選定までの流れ

対象路線については、限られた財源の中で効果的・効率的に道路整備を推進するため、各機能で行った評価結果や機能数など路線の持つ特性を総合的に判断し、優先度の高い路線を選定します。



5 無電柱化の方針

◆ 現状

令和7(2025)年3月末時点で、市管理道路約5.61kmで無電柱化が完了しており、国道・県道においても整備が進んでいます。

◆ 整備手法

無電柱化の整備手法は、電線類を地中に埋設する「地中化」と、迂回配線(裏配線)・屋側配線(軒下配線)等の「地中化以外」に大別されます。国・県では電線共同溝方式が一般的ですが、本市ではこれまで自治体管路方式や要請者負担方式による整備にも取り組んできました。

◆ 無電柱化の推進に関する基本的な考え方

- ・無電柱化の取組姿勢 無電柱化法第2条の理念に基づき、地域住民の意向を踏まえ、市民と関係者の理解・協力を得ながら、安全・安心や良好な景観形成の観点から、個性と魅力あるまちづくりに資する無電柱化を推進します。
- ・無電柱化の対象道路 高い事業効果が得られる道路を選定するため、①防災・減災・国土強靱化、②安全・円滑な交通確保、③景観形成・観光振興の目的に該当する道路を対象とし、まちづくりと一体的に無電柱化を推進します。

◆ 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ・無電柱化事業の実施 限られた財源の中で効果的・効率的に推進するため、今後は電線共同溝方式を基本とします。また、浅層埋設や小型ボックスなど低コスト手法の導入を電線管理者と協議しながら検討し、コスト縮減に取り組みます。
- ・道路事業等に合わせた無電柱化 無電柱化法第12条に基づき、道路事業や市街地再開発事業等において、沿線の状況を踏まえ、電線管理者に無電柱化の実施を要請します。

◆ 無電柱化の推進に関する整備路線

整備路線は、基本的な考え方を踏まえて選定します。事業者との調整や地元関係者との協力体制が整った路線から、山口県無電柱化推進計画に位置付け、事業を推進します。